

## 住民企画支援事業の実施について

### 1 概要

住民企画支援事業について、令和8年度候補事業として1件の申請があったため、住民企画支援事業実施要項第7条第2項の規定に基づき、運営委員会で審議するもの。

### 2 住民企画支援事業とは

#### (1) 目的

長久手市文化の家の行う交流・支援事業のひとつで、市の文化環境や文化資源を生かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化創造活動や優れた芸術文化を身近に鑑賞及び体験できる事業の企画立案、実施を支援することによって、市の創造能力の増大化を図るとともに、市からの文化の発信基地を創造し、地域文化の振興に資することを目的とする。(実施要項第1条)

#### (2) 事業の選考・認定について

市長は、前項の認定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ「長久手市文化の家運営委員会」の審議を経るものとする。(実施要項第7条第2項)

### 2 令和8年度候補事業

#### (1) 件数

1件

#### (2) 申請内容

別紙申請書のとおり

### 3 事務局意見

本事業は、目的が明確になっており、長久手市内で活動する地域住民が実行委員となり、地域資源を活用し、市民が優れた芸術文化を身近に鑑賞及び体験できる事業であることから、住民企画支援事業として認定することは問題ないとする。

## 住民企画支援事業実施要項

### (趣旨)

第1 住民企画支援事業は、長久手市文化の家（以下、「文化の家」という。）の行う交流・支援事業のひとつで、市の文化環境や文化資源を生かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化創造活動や、優れた芸術文化を身近に鑑賞及び体験できる事業の企画立案、実施を支援することによって、市の創造能力の増大化を図るとともに、市からの文化の発信基地を創造し、地域文化の振興に資することを目的とする。

### (対象事業)

第2 住民企画支援事業の対象事業は、舞台芸術、美術、生活文化等の分野の文化事業ないし、芸術文化ネットワーク構想事業で、単一文化事業ごとにクラブ組織をもって企画、運営、実施される事業である。

### (住民企画支援事業の要件)

第3 クラブ組織とは、次のようなグループをいう。

- (1) 誰でも参加できるオープンな仕組みをもつ組織であり、営利を目的としないグループであること。
- (2) 鑑賞事業を企画、提供するために自発的に結成されたグループであること。
- (3) 芸術文化ネットワークを構築するための自発的なグループであること。
- (4) 長久手市の文化振興に資することを目的とした自発的活動グループであること。
- (5) 市のいかなる補助金交付要綱に基づく補助金も交付されていないグループであること。

### (事業の条件)

第4 住民企画支援事業は、次のような条件をすべて満たして構想されている事業とする。

- (1) 事業の内容が地域の特性や資源を生かしていること。
- (2) 事業の目的や目標が明確にされていること。
- (3) 事業の長期的な見通し又は計画が明確に設定されていること。
- (4) 文化の家ないし、文化の家を拠点施設として計画されていること。
- (5) 住民の多数の参加が見込まれるとともに、地域の芸術家や芸術文化団体を育成しようとするものであること。

### (実施)

第5 事業は、原則として、申請団体が主催して実施し、文化の家はこれに協力するものとする。

2 前項の協力とは、施設提供や広報活動をいう。

### (事業計画の作成及び提出)

第6 住民企画支援事業（以下、「事業」という。）の事業計画は、別紙様式に従い、事業の代表者（以下、「代表者」という。）が作成するものとする。

2 代表者は、事業計画を文化の家事務局を経て市長に提出する。

(事業の選考・認定)

- 第7 市長は、提出された事業計画のうちから「住民企画支援事業」にふさわしい事業を選考、認定する。
- 2 市長は、前項の認定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ「長久手市文化の家運営委員会」の審議を経るものとする。
  - 3 市長は、事業の実施のため、必要な条件を付することができる。
  - 4 事業の選考・認定は、年度ごとに行うものとする。ただし、市長が、市の文化振興のため相当の理由があると認めるときは、3年を越えない期間内で事業を継続することができる。

(経費)

- 第8 市は、事業の実施に協力するに当たって原則として直接必要な経費は負担しないものとする。

(事業の変更及び中止)

- 第9 事情の変更により、事業を変更及び取り止める必要が生じた場合は、代表者が文化の家事務局を経て変更及び取り止めの理由を付して市長に申し出なければならない。

(認定の取り消し)

- 第10 市長は、虚偽の申請に基づくもの、あるいは認定の事業内容が大きく変更されて実施されようとしたときは、認定の取り消しを行うことができる。

(事業の報告)

- 第11 事業が完了したときは、代表者が文化の家事務局を経て事業終了後1か月以内に実施報告書を市長に提出しなければならない。

(実施の細則)

- 第12 この要綱の定めるものの他「住民企画支援事業」に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 令和 8 年度住民企画支援事業申請書

長久手市長 殿

令和 8 年 2 月 10 日

クラブ 組織名	Ai Loves プロジェクト実行委員会
代表者名	相原 愛 ■
代表者住所	〒 480-1151 長久手市 ■■■■■■ TEL ■■■■■■ FAX ■■■■■■

次のとおり計画しましたので、関係書類を添えて申請します。

事業名	A MUSIC SONG DANCE Fantasy Part VIII
実施予定日時	① 令和 8 年 11 月 13 日 (金) 9 時 00 分～ 時 分 ② 令和 8 年 11 月 14 日 (土) 時 分～22 時 00 分 (計 1 公演)

## ※添付書類

- 1 別紙様式 1 住民企画支援事業調書
- 2 別紙様式 2 住民企画支援事業計画書
- 3 別紙様式 3 組織員名簿

## 住民企画支援事業調査書

クラブ組織名	Ai Loves プロジェクト 実行委員会			
代表者	(ふりがな) あいはら あい 氏名 相原 愛  住所 〒 480 [REDACTED] 長久手市 [REDACTED]  TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]			
連絡担当者  ・団体での役職 ( )	(ふりがな) あいはら あき 氏名 相原 陽  住所 〒 480 [REDACTED] 長久手市 [REDACTED]  TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]			
団体の組織と沿革	バレエのオリジナルウェアアイテムを手がける Ai Loves より、2017 年に開始したプロジェクト。 バレエやバレエダンサーの魅力を伝えることを目的に、音楽とバレエのコンサート「Fantasy」をこれまでに計 7 回実施している。そのうち 5 回は長久手市文化の家にて開催。 教育機関との連携も行いながら活動を継続している。			
事業の目的	クラシック音楽に限らずさまざまなジャンルの音楽とともにバレエダンサーが踊ることで、幅広い世代やバレエに馴染みのない方にも気軽に劇場へ足を運んでもらい、バレエへの興味や理解を深めてもらうことを目的とする。出演するバレエダンサーやミュージシャン一人ひとりの魅力を伝え、個人の魅力にも触れてもらう機会とすることで、劇場へ足を運ぶきっかけを広げていく。また、地域出身者や地域にゆかりのあるアーティストを起用し、地域との関わりを感じられる公演とすることで、市民が文化芸術をより身近に感じられる機会を広げ、文化の家を中心としたアーティスト同士の交流やつながりにもつなげていきたい。			
現在の活動状況	2026 年 11 月 14 日の公演に向けて、出演者の調整、構成づくり、広報準備などを進めている。また、新たな大学との連携を視野に入れ、授業への取り入れの可能性についても検討している。			
過去の活動実績	2017 年より公演を開始し、これまでに計 7 回開催している。 うち 5 回は長久手市文化の家にて開催し、日程の都合により他劇場で実施した回もある。 地域出身者を含むアーティストとともに、継続して舞台制作を行っている。 また、大学との連携により特別講義や舞台鑑賞の機会を設けるほか、学生の発案による SNS 動画制作やインタビュー企画などを通して、より多くの人に舞台の魅力を伝える取り組みを行ってきた。			
過去 3 年間の財政状況 (単位：千円)		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収入	1,300,000	1,400,000	900,000
	支出	1,700,000	1,900,000	1,500,000
	当期損益	-400,000	-500,000	-600,000

## 住民企画支援事業実施計画書

事業の名称	A MUSIC SONG DANCE Fantasy Part VIII
実施期間および日時	令和 8 年 11 月 13 日 (金) ~ 令和 8 年 11 月 14 日 (土) ① 令和 8 年 11 月 13 日 (金) 9 時 00 分 ~ 22 時 00 分 ② 令和 8 年 11 月 14 日 (金) 9 時 00 分 ~ 22 時 00 分  公演時間 120 分 / 公演数 1 公演
実施場所	長久手市文化の家 森のホール
事業内容	① 対象 一般市民 (未就学児入場不可) ② 集客予定数 500 人 (席設定 500 席) ③ 出演 (参加) 予定者 8 人  ④ 内容 音楽とバレエのコンサート、トークショー
事業の目的および効果	長久手市から文化・芸術を発信し、その魅力を広く伝える。 バレエや音楽の分野で活躍する出演者による舞台を通して、幅広い世代が楽しめる公演を制作することで、より身近にバレエやさまざまなジャンルの音楽を楽しんでもらう。 また、地域出身者や地域にゆかりのあるアーティストが出演することで、地元とのつながりを感じられる機会にもつなげていきたい。
事業の実施方法	音楽とバレエによるコンサートを中心とした公演を実施する。 公演の一部において、出演者および主催者によるトークの時間を設け、作品の背景や見どころ、作品への思いなどを分かりやすく紹介する。鑑賞とあわせて舞台芸術への理解を深めてもらえる構成とする。 また、観客との距離を大切にしながら、幅広い世代が楽しめる舞台づくりを行う。

## 住民企画支援事業収支予算書

(収入の部)		(支出の部)	
項目・内容	金額 (円)	項目・内容	金額 (円)
公演チケット	1,400,000	舞台マネジメント	300,000
クラウドファンディング	500,000	音響	200,000
実行委員会自己資金	395,000	映像・写真	200,000
		ピアノ調律	15,000
		出演料	800,000
		宿泊料	160,000
		交通費	200,000
		ケータリング	100,000
		著作権	50,000
		スタジオ利用料	50,000
		衣装	30,000
		宣伝 (チラシ、チケット含む)	110,000
		当日備品代	50,000
		その他経費	30,000
合計	2,295,000	合計	2,295,000

## 別紙様式 3

## 【組織員名簿】

No.	団体での職名	氏 名	所 属	備考
1	代表者	相原 愛		
2		相原 陽		
3		Glenn M. Ray		
4		南谷 順子		
5		土田 有希		
6		紺野 美穂		
7		矢野 裕美		
8		川本 裕子		
9		松林 紀子		
10		市原 充恵		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

所属については、サークル名、子ども会、会社などできるだけご記入ください。  
欄が不足する場合は、別に記入し添付してください。